

平成 16 年 12 月府議会定例会

請願文書表

平成 16 年 12 月 定例会 請願書 受理一覧表

調査課

付託委員会名	件数	備考（分割したもの）
総務常任委員会	1	—
厚生労働常任委員会	6	1
文教常任委員会	4	1
農林商工常任委員会	—	—
建設常任委員会	—	—
警察常任委員会	—	—
計	11	1 (延べ2件)

受 理 番 号	第 385 号	受 理 年 月 日	平成 16 年 12 月 8 日	付 託 委 員 会	総 務 常 任 委 員 会
請 願 者	京都地方労働組合総評議会 議長 大 平 熱	紹 介 議 員		松 尾 孝 光 永 敦 彦	
件 名	定率減税の廃止に反対することに関する請願				
要 旨	政府税調は2006年度までに段階的に定率減税の廃止を打ち出した。				

内閣府による7～9月のGDPの速報値は、前期と比べ名目でゼロ成長(0.0%)にとどまり、実質でも0.1%増と3期連続で成長の伸びが鈍化した。この間の日本経済の「回復基調」なるものは、一部輸出関連企業によるものであり、これは、逆に輸出が鈍った途端に景気が減退することを示している。トヨタ自動車など9月の中間決算で過去最高益を更新する上場企業が相次ぐ一方、雇用者の所得はこの3年間を見ても3年連続でマイナスを記録している。また、多くの中小企業は、下請け単価の切り下げや、国内需要の低迷で困難な経営を続けている。中小企業の多い京都の経済を見ても困難を脱していない。

安定した日本経済の回復にとって、日々消費を担う労働者・国民の所得の拡大と、安心できる社会保障の充実こそ求められている。国内需要の大半を占める家計消費が低迷していくには、国内の経済活動の安定した向上は望めない。

定率減税の廃止で、3.3兆円もの国民負担がのしかかり、年収500万～600万円のモデル所帯（専業主婦・子供2人）では、増税比率が最高の22.0%となり、年収600万円の所帯で年間5万6千円の負担増になると試算されている。家計所得が深刻な折、定率減税の廃止で、このような大増税が実施されれば、勤労者の生活を直撃するだけでなく、日本経済及び京都経済に深刻な打撃を与えることになりかねない。

については、次の事項について請願する。

定率減税の廃止に反対すること。

受 理 番 号	第 380 号	受 理 年 月 日	平成 16 年 12 月 8 日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	府立洛東病院 患者・家族会 代表 松村廣雄	紹 介 議 員	西脇郁子 本庄孝夫 島田敬子 松尾孝		
件 名	府立洛東病院廃止に反対し、リハビリ施策の確立を求めることに関する請願				
要 旨					

京都府知事は、今議会に「府立洛東病院廃止条例」を提出している。その理由として、「患者の転退院が順調に進んでいる。」と知事は説明したが、これは全く実態と違い、私たちのような患者という苦しい者に対する暴言である。

私たちは、府立洛東病院で、きめ細かく水準の高い医療を受け、「さすがは京都府立の病院」と、今後とも安心して療養に励むつもりであった。

しかし今回、知事が「来年3月を目途に廃止」を進めているため、療養途中で不本意な転退院を余儀なくされている。

しかも、府立洛東病院での診療や看護を適切に継続できる病院は見つからず、今後の不安に日々さいなまれているのが実情である。また、既に転退院した患者にとっても事情は同様で、府立洛東病院への再入院を強く希望されている方もおられるなど、理不尽とか言いようのない苦境におかれているところである。

このような、府民に役立ち信頼されている病院を、こんな短期間で廃院し、私たちはもちろん府民に多大な迷惑をかけようとしていることに対し、強い怒りを表明する。

については、京都府における「リハビリテーション医療の充実」のため、また府立洛東病院を生かしていくためにも、患者の声を直接聞くことも含め、実態調査に基づく慎重な審議により「廃止決定」をしないよう請願する。

受 理 番 号	第 381 号	受 理 年 月 日	平成16年12月8日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	府立洛東病院の廃止反対、整備・拡充を求める会 代表 越 中 大 作	紹 介 議 員	島 田 敬 子 本 庄 孝 夫 松 尾 孝		
件 名	府立洛東病院廃止に反対し、リハビリ施策の充実を求めることに関する請願				
要 旨	知事は、今議会に京都府病院事業の設置等に関する条例一部改正の件を提出した。				
府立洛東病院については、9月定例議会および11月の決算特別委員会でも議論がなされてきた。その中で知事は、「府立医大にリハビリ政策の拠点として急性期リハビリの充実をし、地域リハビリ支援機能の整備等をすすめていく。」と述べた。しかし、府立医大の整備計画は、そのすべてが完成するには、知事が述べたように8年も必要とする上、現在医大で行われているリハビリは、整形外科を中心に行われ、洛東が行っている心臓や脳疾患に対してのリハビリ治療でない。また、府立医大は診療科の問題だけでなく、受け持つ医療が急性期を中心としており、京都府当局も「洛東病院の患者さんは対象外」と述べているように、洛東病院が担っている回復期のリハビリテーション医療を府立医大に重点化することは不可能である。「回復期は民間に任せる」としているのは、府政が府民への公的責任を放棄するものである。					
本来なら、京都府は、リハビリ政策の検討を行い、府立医大の役割と洛東病院の役割をふまえ機能分担するか、一方を充実し、すべて賄うなら一方を廃止することも論外ではないと考える。しかし、医大の急性期リハビリについては、この12月議会に補正予算を提出し、その一部について充実することが示されている。また、民間病院にゆだねられる回復期リハビリ病床の整備状況は、頭打ちをしている。					
については、府立洛東病院の患者さんや回復期のリハビリ医療の提供を必要とする方々が、ひきつづき安心して医療が受けられるように、議会で拙速な廃止決定を行わず、いったん方針を凍結し、総合的な京都府リハビリテーション施策の確立と充実のため、次の事項について請願する。					
1 府立洛東病院の廃止方針を凍結すること。 2 京都府のリハビリテーション施策を充実すること。					

受 理 番 号	第 382 号	受 理 年 月 日	平成16年12月8日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	京都難病団体連絡協議会 会長 北 村 正 樹 ほか6,455人	紹 介 員		清 水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男 北 岡 千はる	
件 名	難病相談・支援センターの早期開設に関する請願				
要 旨	厚生労働省は、昨年10月に改正された難病特別対策推進事業の中で、地域で生活する患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設として、難病相談・支援センターを整備する方向を示した。 効果的な治療法もなく、また制度のはざ間におかれ、様々な悩みや不安、困難を抱えながら厳しい闘病生活を送っている難病・長期慢性疾患の患者・家族にとって、気軽に相談ができ、患者の立場に立った支援を行う拠点が地域に設置されることは悲願ともいえるものであり、この施策に寄せる期待は非常に大きなものとなっている。 この難病相談・支援センターが設置され、有効に活用されることは、多くの患者・家族を励まし希望を与えるとともに、地域における患者等支援対策の一層の推進、および患者を一人の生活者としてとらえる広義の医療の発展につながるものと強く信じ、その早期開設を請願するものである。 また、この施策の意義は、患者の医療に関する事にとどまらず、その家族を含めたメンタル面・生活面への相談・支援、交流活動に及ぶところにある。このことから私どもは、難病相談・支援センターの事業運営については、当事者である患者家族団体、病院、保健所のほか、関係機関・団体等との連携をとりつつ行われるのが適当であると考えている。 私どもは、患者・家族団体として30年間にわたる交流活動、相談事業、医療講演事業などの経験を生かして、この運営に参加し、地域の患者等支援対策の増進に寄与することを強く望んでいる。 平成15年10月、国は、全国47都道府県に「難病相談・支援センター」を3年間で整備する方向を示したところであり、この施策の目的・意義を理解し、その早期開設とともに、その事業展開については、患者・家族団体である京都難病団体連絡協議会とも十分協議され、患者・家族団体が運営に参加できるよう請願する。				

受 理 番 号	第 383 号	受 理 年 月 日	平成16年12月8日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	改正DV防止法を京都府の施策にいかす会 代表 岡 本 力ヨ子	紹 介 員	清 水 鴻一郎 角 替 豊 西 田 昌 司 上 田 秀 男 北 岡 千はる		
件 名	改正DV防止法を受け、京都府のDV被害者支援施策を重点施策とすることに関する請願				
要 旨	今年5月に成立した改正DV防止法（改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）により、国及び地方公共団体の責務が明記され、国はDVの防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容、施策の実施について基本方針を定め、都道府県は国の基本方針に即した基本計画を定めることとなった。				
<p>京都府においても、DVの防止及び被害者の保護に対する実効性のある基本計画を早急に策定し、より充実した被害者支援を実現されたい。</p> <p>平成13年DV防止法が制定され、DVは女性に対する暴力であり、人権侵害としての犯罪であることが明記され、DV防止やDV被害者支援への取組が推進されはじめた。しかし、まだまだ命に関わるほどの暴力を受けたり、暴力の後遺症である「複雑性PTS D（心的外傷後ストレス障害）」を発症するような深刻なDV被害が後を絶たない。また、DV被害者が加害者との関係に終止符を打ち、安全を確保し、自立した生活を再建していくための社会資源の整備もまだ不十分な現状である。</p> <p>については、この現状打開のために、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都府は、改正DV防止法を受け、早急に基本計画を策定すること。その策定に当たっては、DV被害者中心の充実した基本計画にするために、DV被害当事者、DV被害者支援に実績のある民間相談機関やシェルター等の民間団体、弁護士、医療従事者、カウンセラー、研究者などの意見を十分に聞く機会をもつこと。 2 京都府は、基本計画に以下の事項を盛り込むこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) DV相談、一時保護、被害者の自立支援体制の充実強化 					

(2) D V被害者及び子どもに対する自立支援施策の充実

- ア 被害者のニーズに基づく経済的支援
- イ 被害者と子どもの心理的後遺症（P T S D）からの回復のための長期・継続的な心理的ケア
- ウ 外国人被害者への情報提供活動と多言語による相談支援体制
- エ 府営住宅へのD V被害者優先入居枠の拡充等の住宅確保
- オ 雇用確保、職業能力開発などの就労支援

(3) 府・市町村の各関係機関の役割の明確化と関係職員への研修の充実

(4) 民間のD V被害者支援団体への支援・助成及び連携の強化

(5) D V被害者支援に実績のある民間団体やカウンセラー、弁護士等をメンバーに含む、苦情処理機関の設置

受 理 番 号	第 386 号	受 理 年 月 日	平成 16 年 12 月 8 日	付 託 委 員 会	厚 生 労 働 常 任 委 員 会
請 願 者	乳幼児医療費無料制度を国と自治体に求める京都ネットワーク 代表 木村 敏之	紹 介 員		島 田 敬 子 西 脇 郁 子 松 尾 孝	
件 名	すべての子どもが就学前まで無料で医療が受けられるよう制度拡充を求めるに関する請願				
要 旨	<p>昨年9月より京都府における乳幼児医療費助成制度が拡充されたが、3歳以上の通院については月額8,000円超のみを償還払いとしたことで、制度を利用できる者が限られており、しかも煩わしい手続きが伴うことから制度の実効性が問われている。</p> <p>また、親が実質的無保険状態にあるため、自治体の助成制度さえ受けられない子どもが増えている。</p> <p>子どもの医療へのアクセスが経済的負担を理由に遠ざけられ、それが不幸な結果につながることだけは避けなければならない。いま、経済不況もさることながら、経済格差の拡大が進み、低い収入の中で若い親たちは子育てに厳しいやりくりを迫られている。</p> <p>これを裏付けるように、京都市がまとめた「子育て支援に関する市民ニーズ調査」では、就学前児童の父母が行政に望むことのトップ(44%)に乳幼児医療費の軽減など医療サービスの充実があげられている。</p> <p>こうした願いを受けて、府内市町村39のうち2004年10月までに、31自治体が府制度に上乗せで助成(うち29が通院も就学前以上に拡大)している。</p> <p>については、このような自治体の努力や子育て世代の切実な要望にこたえるためにも、次の事項を実施するよう請願する。</p> <p>すべての子どもが就学前まで無料で医療が受けられるよう制度を拡充すること。</p>				

受 理 番 号	第 387の1号	受理年月日	平成16年12月8日	付託委員会	厚生労働常任委員会
請 願 者	京都府保険医協会 副理事長 垣 田 さち子 ほか5人	紹 介 員		島 田 敬 子 西 脇 郁 子 松 尾 孝	
件 名	京都府のリハビリテーション医療の充実を求めることに関する請願				
要 旨	<p>厚生労働省が示した「医療供給体制の改革の基本的方向」でも「質が高く効率的な医療の提供」（医療を担うマンパワーの確保・資質の向上）が求められている。また今後、高齢化が進行する下で、リハビリテーション医療とその供給体制の確立は一層重要なものとなっている。こうした状況をふまえ、京都府は、「府立医大にリハビリ政策の拠点として急性期リハビリの充実をし、地域リハビリ支援機能の整備等をすすめる」ことを9月議会において議決した。</p> <p>については、京都府のリハビリテーション医療の充実のため、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発病から社会復帰までのリハビリテーション対象疾患全体の治療を行えるリハビリテーションセンターを設置すること。 2 地域支援ならびに京都府全体のリハビリテーション機能が引き上がる役割を果たせるコントロールセンターの役割を發揮すること。 				

受 理 番 号	第 378 号	受 理 年 月 日	平成16年12月8日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	こどもと教育・文化を守る京都府民会議 代表 大 平 勲 ほか77,494人	紹 介 議 員	加味根 史 朗 本 庄 孝 夫		
件 名	すべての子どもたちにゆきとどいた教育をすすめ、心のかよいあう学校をつくることに関する請願				
要 旨	子ども・父母と教職員・学校・地域・行政が心を通わせ、学ぶ喜びのあふれる学校をつくることが今こそ求められている。				
とりわけ、「一人ひとりがわかるまで教えてほしい」、「一人ひとりが自らの進路を選択できる確かな学力を」の願いはますます大きくなっている。30人学級の実現は、その願いにこたえる緊急で切実な課題である。					
30人・少人数学級の自治体が全国で飛躍的に広がる中、京都府でも21市町28校で少人数学級が実施された。しかし、実施校、実施数年が限られていることなど多くの課題があり、不十分なものである。国への働きかけを強めるとともに、府が独自に小・中・高の全学級で30人学級の実施に踏み出すときである。					
また、長引く不況による不安などで、子どもたちの学習と生活は困難の度を増している。就修学保障の充実、教育費の父母負担の軽減が緊急焦眉の課題となっている。					
義務教育費国庫負担制度、私学助成の国庫補助制度の堅持は、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障するために不可欠なものである。国に強力に働きかけることが求められている。					
については、教育基本法の理念を学校・社会に生かし、子どもの豊かな成長と教育の前進に向け、次の事項について請願する。					
1 ゆきとどいた教育のために、京都府の責任で、小・中・高30人学級（高校職業科25人、定時制20人）をすみやかに実現すること。 また、その制度化を国にも働きかけること。					

- 2 子どもたちがゆとりをもって学ぶことができ、確かな学力が保障されるために、すべての学校の教職員を増やすこと。
- 3 義務教育費国庫負担制度、私学助成の国庫補助制度の堅持を国に強力に働きかけること。
- 4 高校の機械的な統廃合をやめ、希望するすべての子どもにゆきとどいた高校教育の機会を保障し、その地域の高校にふさわしい教育条件を整備すること。
- 5 すべての障害児にゆきとどいた教育を保障するための教育条件を整備するため、養護学校の新增設、障害種ごとの障害児学級の増設を進めること。
- 6 教育費の父母負担を軽減し、子どもが安心して学べるよう、就修学援助制度や高校授業料減免制度などの充実、私学助成の大幅増額をすること。また、それらの施策充実を国にも働きかけること。

受 理 番 号	第 379 号	受 理 年 月 日	平成 16 年 12 月 8 日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都府立高等学校教職員組合 執行委員長 寺 内 寿 ほか964人	紹 介 議 員	本 庄 孝 夫 加味根 史 朗		
件 名	養護教諭の正規複数配置を求めることに関する請願				
要 旨	こころや身体の不調を訴えて保健室へ来る生徒が増えている。2001年4月から実施された、第7次（高校第6次）定数改善計画（5箇年計画）では、生徒数が801名以上の高校（課程）に養護教諭2名の配置基準となった。				
<p>2004年度、京都府立高校で、生徒数801名以上の高校が24校ある。そのうち、養護教諭が2名配置されているのは、亀岡高校・木津高校・城南高校・東稜高校・北嵯峨高校・洛西高校・南陽高校・西城陽高校・洛北高校（中高）の9校のみで、15校が1名配置のまま残されている。</p> <p>5箇年計画の最終年である、2005年度には完全実施とされたい。</p> <p>また、2名配置となっている学校においても、正規採用の養護教諭が2名配置されているのは、洛西高校1校のみである。</p> <p>生徒への健康教育や健康支援を継続して行い、2名配置の利点を十分に發揮するためには、1年限りで替わっていく講師ではなく正式採用者を配置されたい。</p> <p>については、次の事項を請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒数が801名以上の京都府立高校（課程）に、養護教諭を2名配置すること。 2 養護教諭の複数配置にあたっては、正規の養護教諭を配置すること。 					

受 理 番 号	第 384 号	受 理 年 月 日	平成16年12月8日	付 託 委 員 会	文 教 常 任 委 員 会
請 願 者	京都LD親の会たんぽぽ 代表 茶木敬子ほか3人	紹 介 議 員	清水 鴻一郎 角 替 豊 西田 昌司 上田 秀男 北岡 千はる		
件 名	特別支援教育の支援体制の整備・拡充を求めることに関する請願				
要 旨	<p>文部科学省は、2001年「21世紀の特殊教育のあり方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援のあり方について～（最終報告）」において、「盲・聾・養護学校及び特殊学級における教育に加えて、LD、ADHD、高機能自閉症等の軽度発達障害があり、通常の学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒への対応も積極的に行うこととする」とし、2002年2月から3月にかけて「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」を実施した。</p> <p>それによると、普通の学級に在籍する児童生徒の6.3%、1学級（40人）あたり2～3人の割合で、学習又は行動面で著しい困難を抱える児童生徒のいることが判明している。京都府下においては、約19万8千人（小中学校）の児童生徒の中で1万2千人以上となる。</p> <p>また、2003年には「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が打ち出された。</p> <p>特別支援教育は、日常生活において困難を抱えながらも、従来の特殊教育や通常の教育の中では十分な支援を受けられなかった児童生徒にも目を向け、それぞれの特性に応じた方法での教育を保障しようとする点で大変意義深いものである。</p> <p>しかし、そのような教育を行うには、児童生徒を直接指導する教員一人の努力では対応できない。本年1月に公表された「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥、多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」では、2007年までに、直接の担い手である地域の学校における支援体制づくりと地域、専門機関との連携が目指されている。</p> <p>ついては、次のとおり請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ガイドラインを踏まえたLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への教育支援体制を整備すること。 2 すべての教職員に対し、特別支援教育や発達障害に関する理解啓発を行うとともに、専門的な知識を持って指導できる教員の育成を行うこと。 3 対象となる児童生徒のニーズを把握し適切な支援をするための「個別の指導計画」を作成すること。 				

受 理 番 号	第 387の2号	受理年月日	平成16年12月 8日	付託委員会	文教常任委員会			
請 願 者	京都府保険医協会 副理事長 垣 田 さち子 ほか5人	紹 介 議 員	島 田 敬 子 西 脇 郁 子 松 尾 孝					
件 名	京都府のリハビリテーション医療の充実を求めるに関する請願							
要 旨	<p>厚生労働省が示した「医療供給体制の改革の基本的方向」でも「質が高く効率的な医療の提供」（医療を担うマンパワーの確保・資質の向上）が求められている。また今後、高齢化が進行する下で、リハビリテーション医療とその供給体制の確立は一層重要なものとなっている。こうした状況をふまえ、京都府は、「府立医大にリハビリ政策の拠点として急性期リハビリの充実をし、地域リハビリ支援機能の整備等をすすめる」ことを9月議会において議決した。</p> <p>については、京都府のリハビリテーション医療の充実のため、次の事項について請願する。</p> <p>京都府立医科大学にリハビリテーション医学教室を設置すること。</p>							

紹介 共産
賛成 共産 不採択